

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. /
<div data-bbox="371 707 1270 1294" style="border: 1px solid black; padding: 20px;"><p>領 収 証</p><p><u>市民連合</u> 様</p><p>¥ <u>25,028</u></p><p>但、4月分交通費として上記正に領収いたしました。</p><p>令和 2 年 4 月 21 日</p><div data-bbox="778 1137 1244 1232" style="background-color: black; width: 100%; height: 20px;"></div></div>		
会派（4月） 会派雇用職員交通費（4月分）		1枚 ¥25,028

4/21

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 2
----	-----	-------

納入告知書 納付書* 領収証書

国庫金 厚生保険

年度 年金特別会計 内閣府及び厚生労働省所管 取扱庁番号 取扱い名
 2 0343 6375 00064743 厚生労働省年金局(広島東)



付目的年月
和 2年 4月分

付期限
和 2年 6月 1日
記のとおり納付してください。
和 5月 21日

健康助定
健康保険料
21240円

厚生年金助定
厚生年金保険料
32940円

子ども・子育て支援助定
子ども・子育て拠出金
648円

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金
令和 2年度

事業所整理記号 事業所番号
77ヒモク 01838

うち証券受領
円

証券受領
全部 一部

合計額
千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
¥ 5 4 8 2 8

内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

収納機関番号 納付番号 確認番号
00500 [Redacted]

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構
広島東 年金事務所
延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の徴収を要します。
計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第77条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第77条)
非済の充當の順序は、元本に充て、次に延滞金に充てます。
歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長



730-0042 広島市 中区 国泰寺町
1-6-34
広島市議会 市民連合
2643 77-ヒモク 01838 090204
様

上記の合計額を領収しました。
(領収日付印)
2.6.1
(納付者蓋し)

※金融機関の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。
この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

¥54,828のうち事業主負担分¥27,738を支出

会派(4月) 会派雇用職員社会保険料事業主負担(4月分)

1枚 ¥27,738

政務活動費領収書等添付用紙

費 目	人件費	No. 3
-----	-----	-------

領 収 証

市民連合 様

¥ 25,028

但、5月分交通費として上記正に領収いたしました。

令和 2 年 5 月 21 日

会派（5月） 会派雇用職員交通費（5月分）

1枚 ¥25,028

5/21

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 4
----	-----	-------

納入告知書 納付書* 領収証書

国庫金

厚生保険

年度 2 | 年金特別会計 0343 | 内閣府及び厚生労働省所管 6375 | 取扱庁番号 00064743

取扱庁名 厚生労働省年金局(広島東)



引当の年月
2年 5月分

引当の期限
2年 6月30日
記の "付してください。"
2年 6月19日

健康助定
健康保険料
21240円

厚生年金助定
厚生年金保険料
32940円

子ども・子育て支援助定
子ども・子育て拠出金
648円

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金

事業所整理記号 77ヒモク | 事業所番号 01838

うち証券受領
円

証券受領
全部 一部

合計額
千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
¥ 5 4 8 2 8

令和2年度
内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

収納機関番号 00500 | 納付番号 | 確認番号

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構
広島東 年金事務所
延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。
計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第57条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)
弁済の充當の順序は、元本に充て、次に延滞金に充てらる。
歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長



730-0042 広島市 中区 国泰寺町
1-6-34

広島市議会 市民連合
2643 77-ヒモク 01838 090205

様

上記の合計額を領収しました。
2.6.29
広島銀行
広島市後援支店
(納付者渡し)

*金融機関の窓口以外で、日本年金機構の協働がこの領収証書により領収することはありません。
この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

¥54,828のうち事業主負担分¥27,738を支出

会派(5月) 会派雇用職員社会保険料事業主負担(5月分)

1枚 ¥27,738

6/26

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 5
----	-----	-------

領 収 証

市民連合 様

¥ 25,028

但、6月分交通費として上記正に領収いたしました。

令和 2 年 6 月 19 日

会派（6月） 会派雇用職員交通費（6月分）	1枚 ¥25,028
-----------------------	------------

6/19

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 6
----	-----	-------

納入告知書 納付書* 領収証書

国庫金 厚生保険

年度 年金特別会計 内閣府及び厚生労働省 取扱庁番号 取扱庁名
 2 0343 6375 00064743 厚生労働省年金局(広島東)



目的年月
 令和 2年 6月分

付期限
 令和 2年 7月31日
 記のとおり納付してください。
 令和 2年 7月20日

健康勘定
 健康保険料
 21240 円

厚生年金勘定
 厚生年金保険料
 32940 円

子ども・子育て支援勘定
 子ども・子育て拠出金
 648 円

納付目的
 健康保険料
 厚生年金保険料
 子ども・子育て拠出金
 令和 2年度

支 理記号 事業所番号
 777モク 01838

うち証券受領
 円

証券受領
 全部 一部

合計額
 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
 ￥ 5 4 8 2 8

内閣府及び厚生労働省所管
 年金特別会計

収納機関番号 納付番号 確認番号
 00500 [Redacted]

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構
 広島東 年金事務所
 延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。
 計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第67条、
 同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)
 併済の充当の順序は、元本に充て、次に延滞金を充てます。
 歳入徴収官
 厚生労働省年金局事業管理課長



730-0042 広島市 中区 国泰寺町
 1-6-34

広島市議会 市民連合
 2643 77-ヒモク 01838 090206

様

上記の合計額を領収しました。
 (領収日付印)
 2. 7. 28
 (納付者渡し)

*年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。
 この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

¥54,828のうち事業主負担分¥27,738を支出

会派(6月) 会派雇用職員社会保険料事業主負担(6月分)

1枚 ¥27,738

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 7
<div data-bbox="363 703 1262 1292" style="border: 1px solid black; padding: 20px;"><p>領 収 証</p><p>市民連合 様</p><p>¥ 25,028</p><p>但、7月分交通費として上記正に領収いたしました。</p><p>令和 2 年 7 月 21 日</p><div style="background-color: black; width: 150px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div></div>		
会派（7月） 会派雇用職員交通費（7月分）		1枚 ¥25,028

7/21

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 8
----	-----	-------

納入告知書 納付書* 領収証書

国庫金 厚生保険

年度 年金特別会計 内閣府及び厚生労働省管 取扱庁番号 取扱庁名
 2 0343 6375 00064743 厚生労働省年金局(広島東)



付目的年月
和 2年 7月分

付期限
和 2年 8月31日
記のとおりに納付してください。
和 2年 8月20日

健康助定
健康保険料
42480 円

厚生年金助定
厚生年金保険料
65880 円

子ども・子育て支援助定
子ども・子育て拠出金
1296 円

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金
令和 2年度

代理記号 事業所番号
77ヒモク 01838

うち証券受領 円

証券受領
全部 一部

合計額
千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
¥ 1 0 9 6 5 6

内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

収納機関番号 納付番号 確認番号
00500 [Redacted]

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構
広島東 年金事務所
延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の加付を要します。
計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、
同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)
弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金を充てます。
歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

730-0042 広島市 中区 国泰寺町
1-6-34

広島市議会 市民連合
2643 77-ヒモク 01838 090207

様

上記の合計額を領収しました。
(領収日付印)
出納 2.8.27.
広島東 銀行
(納付者渡し)

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。
この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

¥109,656のうち事業主負担分¥55,476を支出

会派(7月) 会派雇用職員社会保険料事業主負担(7月分・賞与分)

1枚 ¥55,476

8/25

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 9
----	-----	-------

納付書・領収証書

労働保険 国庫金

※取扱庁名
広島労働局

※取扱庁番号
00075541

徴収勘定 保険料収入及び
一般拠出金収入

労働保険特別会計 0847 厚生労働省所管 6118 ※令和 02 年度

労働保険番号	都道府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号	※CD	※証券受領
	3	4	1	01	000	8	全部

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

※会計年度(元号:令和は9) 元号 9 年 度 2
 ※指定年度(元号:平成は7、令和は9) 元号 9 年 度 2

※収納区分
62

※認決区分

※内証券受領

納付の目的

- 1. 令和 2 年度 概算 1 期 (全期又は1期)
- 2. 平成 3 1 年度 確定

(住所) 〒730-0042 広島市中区国泰寺町1-6-34

(氏名) 広島市議会
市民連合
太田 薫二

84101-000 0019254 E

殿

内訳	労働保険料	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	一般拠出金	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
納付額(合計額)		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

あて先
〒730-8538

広島市中区上八丁堀6-30
広島合同庁舎第2号館
広島労働局

労働保険特別会計歳入徴収官

上記の合計額を領収しました。

領収日付印



納付の場所

日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

↑
¥29,196
¥48
納付額 ¥29,244

会派(7月) 労働保険料¥29,244のうち、雇用主負担分¥21,963のみ支出

1枚 ¥21,963

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 10
<div data-bbox="354 656 1254 1245" style="border: 2px solid black; padding: 20px;"><p>領 収 証</p><p><u>市民連合</u> 様</p><p>¥ <u>25,028</u></p><p>但、8月分交通費として上記正に領収いたしました。</p><p>令和 2 年 8 月 21 日</p><div data-bbox="778 1093 1232 1189" style="background-color: black; width: 100%; height: 20px;"></div></div>		
会派（8月） 会派雇用職員交通費（8月分）		1枚 ¥25,028

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 12
----	-----	--------

領 収 証

市民連合 様

¥ 25,028

但、9月分交通費として上記正に領収いたしました。

令和 2 年 9 月 1 8 日

会派（9月） 会派雇用職員交通費（9月分）

1枚 ¥25,028

9/18

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 13
----	-----	--------

納入告知書 納付書* 領収証書

国庫金 厚生保険

年度 年金特別会計 内閣府及び厚生労働省所管 取扱庁番号 00064743 取扱庁名 厚生労働省年金局(広島東)



目的年月
2年 9月分

期限
2年 11月 2日
記号 10月 20日

健康勘定
健康保険料
22420円

厚生年金勘定
厚生年金保険料
34770円

子ども・子育て支援勘定
子ども・子育て奨励金
684円

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て奨励金
令和 2年度

事業所整理記号 77ヒモク
事業所番号 01838

うち証券受領 円

証券受領
全部 一部

合計額
千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
¥ 5 7 8 7 4

内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

収納機関番号 00500
納付番号
確認番号

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構
広島東 年金事務所
厚生労働省年金局事業管理課長

730-0042 広島市 中区 国泰寺町
1-6-34

広島市議会・市民連合
2643 77-ヒモク 01838 090209

様

上記の合計額を領収しました。
(領収日付印)
出納 2.10.26
広島銀行
(納付者渡し)

※金融機関の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。
この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

¥57,874のうち事業主負担分¥29,279を支出

会派(9月) 会派雇用職員社会保険料事業主負担(9月分)

1枚 ¥29,279

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 14
----	-----	--------

領 収 証

市民連合 様

¥ 25,028

但、10月分交通費として上記正に領収いたしました。

令和 2 年 10 月 21 日

会派（10月） 会派雇用職員交通費（10月分）

1枚 ¥25,028

10/21

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 15
----	-----	--------

納入告知書 納付書* 領収証書

国庫金

厚生保険

年度 年金特別会計 内閣府及び厚生労働省所管 取扱庁番号 取扱い庁名
 2 0343 6375 00064743 厚生労働省年金局(広島東)



付目的年月
和 2年10月分

付期限
和 2年11月30日
記のど 付してください。
和 11月19日

健康勘定	健康保険料	22420円
------	-------	--------

厚生年金勘定	厚生年金保険料	34770円
--------	---------	--------

子ども・子育て支援勘定	子ども・子育て拠出金	684円
-------------	------------	------

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金
令和2年度

事業所整理記号	事業所番号
77ヒモク	01838

うち証券受領
円

証券受領
全部 一部

合計額												
千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
							¥	5	7	8	7	4

内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

収納機関番号	納付番号	確認番号
00500		

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構
 広島東 年金事務所
 延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金がかかります。
 計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第10条第1項第2号) 弁済の充當の順序は、元本に充て、次
 歳入徴収官
 厚生労働省年金局事業管理課



730-0042 広島市 中区 国泰寺町
1-6-34

広島市議会 市民連合
*2643 77-ヒモク 01838 090210

様

上記の合計額を領収しました。

(領収書付用)



年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。
 この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

¥57,874のうち事業主負担分¥29,279を支出

会派(10月) 会派雇用職員社会保険料事業主負担(10月分)

1枚 ¥29,279

11/26

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 16
<p style="text-align: center;">領 収 証</p> <p style="text-align: center;"><u>市民連合</u> 様</p> <p style="text-align: center;">¥ <u>25,028</u></p> <p style="text-align: center;">但、11月分交通費として上記正に領収いたしました。</p> <p style="text-align: right;">令和 2 年 11 月 20 日</p> <div style="background-color: black; width: 200px; height: 30px; margin-left: auto; margin-right: auto;"></div>		
会派（11月） 会派雇用職員交通費（11月分）		1枚 ¥25,028

11/20

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 18
----	-----	--------

領 収 証

市民連合 様

¥ 25,028

但、12月分交通費として上記正に領収いたしました。

令和 2 年 12 月 21 日

会派（12月） 会派雇用職員交通費（12月分）

1枚 ¥25,028

12/21

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 19
----	-----	--------

納入告知書 納付書 領収証書

国庫金 厚生保険

年度 2 年金特別会計 0343 内閣府及び厚生労働省管 6375 取扱庁番号 00064743 取扱い名 厚生労働省年金局(広島東)



納付年月 令和 2年 12月分

納付期限 令和 3年 3月 1日

右記のとおり納付してください。

健康勘定	健康保険料	43660 円
------	-------	---------

厚生年金勘定	厚生年金保険料	67710 円
--------	---------	---------

子ども・子育て支援勘定	子ども・子育て拠出金	1332 円
-------------	------------	--------

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金

令和 2年度

事業所整理記号	事業所番号	うち証券受領
77ヒモク	01838	円
収納機関番号	納付番号	確認番号
00500		

証券受領

全部 一部

合計額											
千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
				¥	1	1	2	7	0	2	

内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

広島東 年金事務所
延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。
計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)
弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。
歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

730-0042 広島市 中区 国泰寺町
1-6-34
広島市議会 市民連合
2643 77-ヒモク 01838 090212

様

上記の合計額を領収しました。
(領収日付印)
出納
3. 1. 27
広島銀行
(納付者渡し)

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の期間が切の領収証書により領収することはできません。
この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

¥112,702のうち事業主負担分¥57,017を支出

会派(12月) 会派雇用職員社会保険料事業主負担(12月分・賞与分)

1枚 ¥57,017

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 20
<div data-bbox="395 741 1294 1339" style="border: 1px solid black; padding: 20px;"><p>領 収 証</p><p><u>市民連合</u> 様</p><p>¥ <u>25,028</u></p><p>但、1月分交通費として上記正に領収いたしました。</p><p>令和 3 年 1 月 21 日</p><div data-bbox="826 1182 1281 1283" style="background-color: black; width: 285px; height: 45px; margin: 0 auto;"></div></div>		
会派（1月）	会派雇用職員交通費（1月分）	1枚 ¥25,028

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 2/
----	-----	--------

納入告知書 納付書* 領収証書

国庫金

厚生保険

年度 2 | 年金特別会計 0343 | 内閣府及び厚生労働省所管 6375 | 取扱庁番号 00064743 | 取扱庁名 厚生労働省年金局(広島東)



納付目的 令和 3年 1月分
納付期 令和 3年 2月18日

健康助定
健康保険料
22420円

厚生年金助定
厚生年金保険料
34770円

子ども・子育て支援助定
子ども・子育て拠出金
684円

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金
令和 2年度

事業所整理記号 77ヒモク | 事業所番号 01838 | うち証券受領
取納機関番号 00500 | 納付番号 | 確認番号

証券受領
全部 一部

合計額
千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
¥ 5 7 8 7 4

内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

広島東 年金事務所
730-0042 広島市 中区 国泰寺町
1-6-34
厚生労働省年金局事業管理課

730-0042 広島市 中区 国泰寺町
1-6-34
広島市議会 市民連合
2643 77-ヒモク 01838 090301

上記の合計額を領収しました。

(領収日付印)
出納 13
3. 2. 25
広島銀行
広島市役所支店
(納付者履し)

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。
この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

¥57,874のうち事業主負担分¥29,279を支出

会派(1月) 会派雇用職員社会保険料事業主負担(1月分)

1枚 ¥29,279

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 22
----	-----	--------

領 収 証

市民連合 様

¥ 25,028

但、2月分交通費として上記正に領収いたしました。

令和 3 年 2 月 19 日

会派（2月） 会派雇用職員交通費（2月分）

1枚 ¥25,028

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 23
----	-----	--------

納入告知書 納付書* 領収証書

国庫金

厚生保険

年度 2 年金特別会計 0343 内閣府及び厚生労働省所管 6375 取扱庁番号 00064743 取扱庁名 厚生労働省年金局(広島東)



目的月 令和3年2月分
 納付月 令和3年3月31日
 納付日 令和3年3月19日

健康助定
 健康保険料
 22420円

厚生年金助定
 厚生年金保険料
 34770円

子ども・子育て支援助定
 子ども・子育て拠出金
 684円

納付目的
 健康保険料
 厚生年金保険料
 子ども・子育て拠出金
 令和2年度

事業所整理記号 77ヒモク
 事業所番号 01838
 うち証券受領 円
 収納機関番号 0050
 納付番号
 確認番号

証券受領
 全部 一部

合計額
 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
 ￥ 5 7 8 7 4

内閣府及び厚生労働省所管
 年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構
 広島東 年金事務所
 延滞金の計算方法
 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。
 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)
 弁済の充當の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てて。
 歳入徴収官
 厚生労働省年金局事業管理課長

730-0042 広島市 中区 国泰寺町
 1-6-34
 広島市議会 市民連合
 2643 77-ヒモク 01838 090302

上記の合計額を領収しました。
 (領収日付印)
 3. 3. 24
 (納付者渡し)

※この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

¥57,874のうち事業主負担分¥29,279を支出

会派(2月) 会派雇用職員社会保険料事業主負担(2月分)

1枚 ¥29,279

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 24
----	-----	--------

領 収 証

市民連合 様

¥ 25,028

但、3月分交通費として上記正に領収いたしました。

令和 3 年 3 月 19 日

会派（3月） 会派雇用職員交通費（3月分）

1枚 ¥25,028

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 25
----	-----	--------

納入告知書 納付書* 領収証書

国庫金 厚生保険

年度 年金特別会計 内閣府及び厚生労働省所管 取扱庁番号
 3 0343 6375 00064743 厚生労働省年金局(広島東)



納付目的月 令和 3年 3月分
 納付期限 令和 3年 4月30日 右記のとおり納付してください。
 令和 3年 4月20日

健康勘定
 健康保険料
 30192 円

厚生年金勘定
 厚生年金保険料
 46665 円

子ども・子育て支援勘定
 子ども・子育て拠出金
 918 円

納付目的
 健康保険料
 厚生年金保険料
 子ども・子育て拠出金
 令和 3年度

事業所整理記号 77ヒモク
 事業所番号 01838
 うち証券受領
 収納機関番号 00500
 納付番号
 確認番号

証券受領
 全部 一部

合計額
 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
 ￥ 7 7 7 7 5

内閣府及び厚生労働省所管
 年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構
 広島東 年金事務所
 延滞金の計算方法 期限内に完納されなかったときは、延滞金の計算方法(健康保険法第181条、同法附則第9条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第11条第2項)の適用を受ける。併済の充当の順序は、元本に充て、次に利息に充てる。
 歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課



730-0042 広島市 中区 国泰寺町
 1-6-34
 広島市議会 市民連合
 2643 77-ヒモク 01838 090303 様

上記の合計額を領収しました。
 (領収日付印)
 出納 3. 4. 26
 広島銀行 広島東支店

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。
 この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

¥77,775のうち事業主負担分¥39,347を支出

会派(3月) 会派雇用職員社会保険料事業主負担(3月分・賞与分)

1枚 ¥39,347